

京都市企業誘致セミナー関連業務委託 仕様書

1 背景・目的

本市では、平成25年度から、ものづくり都市などの京都の魅力や産学公連携、大学集積などの立地環境の魅力などを広く発信し、本市への企業誘致に向け、東京にて外資系企業や首都圏企業等を対象にした企業誘致セミナーを開催しており、今年度についても、東京において平成30年2月2日に開催する予定である。本業務については、企業誘致セミナーにおいて、より多くの方に御参加いただくため、実施するものである。

2 業務内容

首都圏において、首都圏企業、外資系企業等を対象にした京都市企業誘致セミナーを開催するに当たり、広報や集客などのセミナー関連業務を委託する。

(セミナー開催概要)

- (1) タイトル 京都市企業誘致セミナー in 東京
- (2) 日時 平成30年2月2日(金) 午後1時30分～4時30分
- (3) 場所 八芳園 (住所 東京都港区白金台1-1-1)
- (4) 対象 首都圏企業(経営幹部, 管理職層), 外資系企業, 在日大使館, 在日外国商工会議所等
- (5) 人数 100名～150名
- (6) 参加費 無料

3 作業項目

- (1) メディア媒体等を通じた広報及び集客

首都圏企業(経営幹部, 管理職層)・外資系企業など、セミナーの対象とする者100名以上の参加者を確保するべく、メディア媒体における広告掲載や、セミナー開催を広報するEメール配信等を行い、集客を行うこと。

4 業務の実施スケジュール

受託者は業務開始に先立ち、業務スケジュールを本市と協議して定めるものとする。

5 納品する成果物

集客のため広報等を実施したことを証するもの

6 その他留意事項

- (1) 業務遂行に当たって、具体的な進め方については、適宜本市と協議を行い、市の指示に従うこと。
- (2) 業務の進捗状況について、市に適宜報告を行うこと。

7 特記事項

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。